

公立大学法人名古屋市立大学低入札価格調査要領

平成 19 年 12 月 10 日

19 経 営 第 62 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、公立大学法人名古屋市立大学契約事務手続要綱(18 経営第 45 号)第 27 条第 4 項の規定に基づき、低入札価格調査に関し必要な事項を定める。

(調査基準価格)

第 2 条 工事の請負契約の調査基準価格は、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額とする。ただし、当該金額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た金額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た金額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た金額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た金額とする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額、共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額、現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額及び一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額の合計額に、100 分の 110 を乗じて得た金額(公共建築工事積算基準(公共住宅建築工事積算基準等を含む。)に準じて積算した建築工事又は建築設備工事の直接工事費の額及び現場管理費の額の取扱いについては、財務課長が別に定めるところによる。)。ただし、当該算出方法によりがたいときは、10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で理事長の定める割合を予定価格に乗じて得た金額。
- (2) 入札者の入札書(予定価格を超過した金額を記載した入札を除く。)に記載された金額の合計額を当該入札者数で除した額を求め、当該額から標準偏差を減じて得た額以上当該額に標準偏差を加えて得た額以下の範囲内の金額を記載した入札書に記載された金額の合計額を当該範囲内の金額を記載した入札書を提出した入札者数で除した額に、100 分の 110 を乗じて得た金額。
- 2 製造の請負契約の調査基準価格は、3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲内で理事長の定める割合を予定価格に乗じて得た金額を基準に理事長が契約ごとに定める。
- 3 役務の委託契約の調査基準価格は、2 分の 1 から 10 分の 8.5 の範囲内で理事長の定める割合を予定価格に乗じて得た金額を基準に理事長が契約ごとに定める。ただし、所要人員及び時間等を仕様書等で明示している役務の委託契約において、当該金額が、所要人員及び時間等に最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)により定められる愛知県

下における最低賃金額を乗じて得られた金額に満たない場合にあっては、最低賃金額を乗じて得られた金額とする。

(入札参加者への周知)

第3条 この要領に定める手続(以下「低入札価格調査制度」という。)の円滑な実施を図るため、理事長は低入札価格調査制度が適用される請負契約については第1号に掲げる事項を入札公示、入札説明書又は指名競争入札執行通知書に記載するとともに、入札の執行の際に第1号及び第2号に掲げる事項を入札参加者に周知する。

(1)入札価格が調査基準価格に満たない金額の場合、当該入札者が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(総合評価落札方式による入札の場合は、予定価格の制限の範囲内で価格その他の条件が本学にとって最も有利なものをもって入札を行った者。以下「落札者となるべき者」という。)であっても落札者とならない場合があること。

(2)入札価格が調査基準価格に満たない金額の場合、当該入札者は事後の事情聴取に協力すること。

(入札)

第4条 理事長は、第2条で定める調査基準価格に満たない金額の入札があった場合には、入札者に対して「保留」を宣言し、公立大学法人名古屋市立大学契約規程(平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第78号。以下「規程」という。)第14条第1項の規定により落札者は後日決定する旨を告げ入札を終了する。

(調査)

第5条 理事長及び設計担当者は、第2条で定める調査基準価格に満たない金額の入札があった場合には、当該入札を行った者の事情聴取等により調査を行う。

2 工事の請負契約における前項の調査は、原則として次に掲げる事項について行うものとする。

- (1)その価格により入札した理由
- (2)積算内訳書の内容
- (3)手持工事、手持資材及び手持機械の状況
- (4)資材購入の状況
- (5)過去に施工した公共工事名、発注者名及び施工成績
- (6)労働者の確保及び配置計画
- (7)建設業法違反の有無
- (8)賃金不払い事例の有無
- (9)下請代金の支払い遅延の有無
- (10)建設副産物の搬出状況
- (11)経営状況
- (12)その他必要な事項

- 3 製造の請負又は役務の委託契約における第1項の調査は、前項の工事の請負契約における事項に準じて行うものとする。ただし、役務の委託契約においては、これに加え、労働社会保険諸法令の遵守状況についての調査を行うものとする。
- 4 役務の委託契約において、前項の調査の結果、調査基準価格に満たない金額の入札を行った者と契約を締結した場合は、原則として、第1項と同様の調査を当該契約の履行期間中に再度行うものとする。

(調査結果に関する措置)

第6条 理事長は、調査の結果、調査基準価格に満たない金額の入札を行った者のうち落札者となるべき者の入札価格では契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した他の者のうち最低の価格で入札した者又は価格その他の条件が本学にとって最も有利なものをもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定するものとする。

- 2 前項による落札者の決定は、規程第50条の3に規定する契約審査会の意見を聴いた上で、規程第14条第2項に定める手続によらなければならない。（総合評価落札方式による入札の場合は、同条中「最低の価格をもって申込みをした者」を「価格その他の条件が本学にとって最も有利なものをもって申込みをした者」と、「最低価格入札者」を「落札者となるべき者」とそれぞれ読み替えるものとする。）
- 3 理事長は、落札者となるべき者又は次順位者を落札者と決定したときは、直ちにその者に対して落札決定通知を行うとともに、その他の全ての入札者に対してその旨を知らせるものとする。
- 4 第1項の規定により次順位者を落札者と決定しようとする場合において、その者の入札金額が調査基準価格に満たないときの手続については、前3項の規定の例による。

附 則

この要領は、平成19年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例によるものとします。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例によるものとします。

附 則

この要領は、平成 23 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例によるものとします。

附 則（平成 25 年 6 月 18 日 一部改正）

- 1 この要領は、平成 25 年 7 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に公示その他契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 12 月 6 日 一部改正）

この要領は、平成 25 年 12 月 6 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号。以下「消費税法改正法」という。）第二条の規定による改正前の消費税法（以下「旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率が適用となる契約（長期継続契約の場合は、履行期間の始期において、旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用となる契約）及び消費税法改正法第二条の規定による改正後の消費税法第二十九条に規定する税率が適用となる契約で旧消費税法第二十九条に規定する税率を適用して契約事務の手續を執行している契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 5 月 1 日 一部改正）

この要領は、平成 28 年 5 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契

約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 29 年 5 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。